

別紙1

介護保険法施行規則(平成11年3月31日厚生省令第36号) 抜粋

(居宅介護サービス費の代理受領の要件)

第64条 法第41条第6項の厚生労働省令で定める場合は、次のとおりとする。

- 1 居宅要介護被保険者が指定居宅サービス(居宅療養管理指導及び特定施設入居者生活介護(利用期間を定めて行うものを除く。以下この条において同じ。)を除く。)を受け
る場合であって、次のいずれかに該当するとき。

イ～ハ (略)

ニ 当該居宅要介護被保険者が当該指定居宅サービスを含む指定居宅サービスの利用
に係る計画をあらかじめ市町村に届け出ているとき。

(介護予防サービス費の支給の要件)

第83条の9 法第53条第1項の厚生労働省令で定めるときは、次のとおりとする。

- 1 居宅要支援被保険者が指定介護予防サービス(法第53条第1項に規定する指定介護予
防サービスをいう。以下同じ。)(介護予防居宅療養管理指導及び介護予防特定施設入居
者生活介護を除く。)を受ける場合であって、次のいずれかに該当するとき。

イ～ハ (略)

ニ 当該居宅要支援被保険者が当該指定介護予防サービスを含む指定介護予防サー
ビスの利用に係る計画をあらかじめ市町村に届け出ているときであって、当該市町村
が当該計画を適当と認めたとき。